

公印省略

8疾病第133号
令和8年4月8日

医療機関の管理者 殿

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長
(感 染 症 企 画 係)

令和8年度新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設・設備整備事業）費
補助金について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、改正感染症法に基づく医療措置協定については、令和6年4月4日付6疾病第48号「改正感染症法に基づく医療措置協定について」により、県と医療機関との間で締結を進めているところです。

作年度に引き続き、県と新たに医療措置協定を締結する医療機関を対象とした補助事業を下記のとおり実施します。

つきましては、補助事業の活用を希望される場合は、下記3の留意事項を御確認の上、申請を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 申請締切日

令和8年5月1日（金）

2 送付書類

別添1 新興感染症対応力強化事業（補助事業）

別添2 補助金交付要綱（施設整備・設備整備）

別添3 補助金申請書類（施設整備・設備整備）

3 留意事項

- ・今回送付する交付要綱は案となっていますので、今後変更となる可能性があります。交付要綱を改正した際には、改めてお知らせします。
- ・本補助金にあたっては、別添1「新興感染症対応力強化事業（補助事業）」を熟読のうえ、申請を行っていただきますようお願いいたします。

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課感染症企画係
TEL : 092-643-3596
E-mail: kansenshou-hojyokin01@pref.fukuoka.lg.jp

令和8年度新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設・設備整備事業）費補助金

1 対象機関

県と新たに「発熱外来」の医療措置協定を締結する医療機関（病院、診療所）

※ 施設整備（個人防護具保管施設の整備）は、上記に加え「個人防護具の備蓄」の協定を締結

2 対象経費

(1) 施設整備

補助対象	上限額	補助率
個人防護具保管施設の整備 (保管庫の設置・保管スペース確保のための建物改修等)	1㎡当たり 558,000円	国 1/2 県 1/2

(2) 設備整備

補助対象	上限額	補助率
検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）	1台当たり 9,350,000円	国 1/2 県 1/2
簡易ベッド	1台当たり 51,400円	
HEPAフィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)	1施設当たり 905,000円	

※ 設備整備については、各補助対象につき1台が上限

3 申請書類

(1) 施設整備

- 施設整備事業費内訳書（様式2）
- 施設整備事業計画書（様式3-16）
- 見積書及び図面の写し

(2) 設備整備

- 設備整備事業概要（様式1-21）
- 見積書等の写し（購入する物品の数・単価・詳細がわかる資料の写しやカタログ等）

4 申請方法

3の申請書類（電子データ）をメールで送付

- | | |
|---------|--|
| 宛先 | : 福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課感染症企画係あて |
| メールアドレス | : kansenshou-hojyokin01@pref.fukuoka.lg.jp |
| メール件名 | : 「【医療機関名/施設又は設備整備】新興感染症対応力強化事業費補助金」 |
| メール本文 | : 担当者の所属、氏名、メールアドレス、電話番号（直通）を記載 |

5 申請期限

令和8年5月1日（金）

6 留意事項

(1) 医療措置協定

- 本補助金は、県と新たに「発熱外来」の医療措置協定を締結することが要件となりますので、県ホームページから以下の手続きをお願いします。

医療措置協定を締結していない医療機関 ⇒ 事前調査への回答

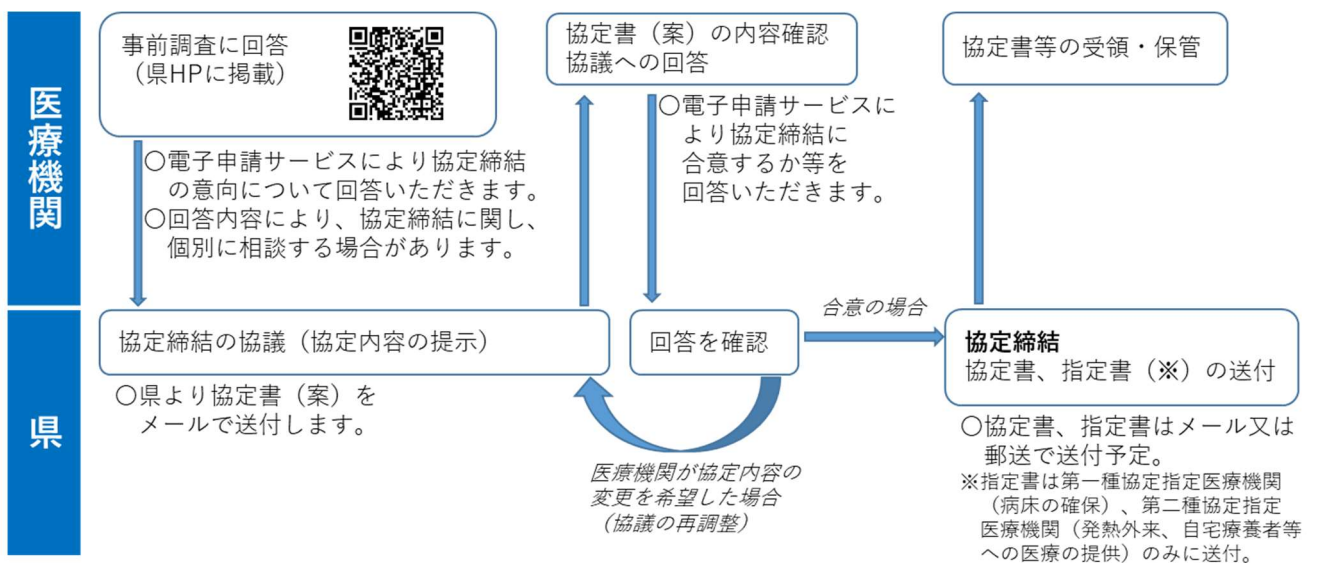
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryousotikyoutei-jizenchousa.html>

医療措置協定を締結している医療機関（発熱外来以外） ⇒ 協定内容の変更手続き

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryousotikyoutei-byousin.html>

- なお、施設整備（個人防護具保管施設の整備）の補助を申請される場合は、「発熱外来」の協定に加え、「個人防護具の備蓄」についても協定の締結が要件となります。

※ 協定締結の流れ



(2) 補助金

- 本補助金の対象は、医療措置協定に関係する施設・設備のみとなります。
- 補助金の交付には、以下①～③を全て満たすことが要件となります。

- 過去に本補助金又は新型コロナ関係補助金(簡易陰圧装置、HEPA フィルター付き空気清浄機、パーティション等の施設・設備整備)の活用実績がないこと
- 県からの内示前に着手(入札・契約・着工等)しないこと
- 令和8年度(令和9年3月末)内に事業を完了すること

- 国及び県の予算の範囲内で補助金の交付を行うため、今回の書類提出をもって、補助金交付を確約するものではありません。また、補助額については、申請される医療機関が多数の場合は、申請額どおりに交付できない可能性があることをご承知おきください。

7 参考

協定関係の資料(説明動画等)や情報(補助金等)については、県ホームページに掲載しています。

【医療措置協定 病院、診療所向けページ】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryousotikyoutei-byousin.html>



福岡県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）費補助金交付要綱（案）

（通則）

第1条 福岡県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、県と医療措置協定（同法第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいい、以下単に「協定」という。）を締結する病院、診療所及び訪問看護事業所（以下「医療機関」と総称する。）の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 この補助金は、令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、県と協定を締結する医療機関が実施する事業を交付の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、医療機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

3 第1項の規定にかかわらず、この補助金の交付の決定前に対象事業に係る工事契約等を締結した場合については、補助の対象としない。ただし、補助金の交付の決定前に知事が補助金を内示した場合で、当該内示日以降に工事契約等を締結している場合にあっては、この限りではない。

（交付の対象外費用）

第4条 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。）の合計額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
病室の感染対策に係る整備	1室当たり 38,109千円	病床確保に係る協定を締結する医療機関として必要な個室整備等に要する工事又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の附属設備の整備を含む。）	3分の2
病棟等の感染対策に係る整備	対象面積1㎡当たり 基準単価 558千円	病床確保に係る協定を締結する医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	10分の10
個人防護具保管施設の整備	対象面積1㎡当たり 基準単価 558千円	病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定を締結する医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	10分の10

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、福岡県補助金等交付規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調査及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は福岡県補助金等交付規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第1号による報告書に関係書類を添えて速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月20日までに知事に報告しなければならない。

なお、医療機関が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（申請手続）

第7条 この補助金の交付の申請は、様式第2号による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により申請書を提出するに当たって、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が

明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、その限りではない。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第3号による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合は、様式第4号による請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合には、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の一部又は全部について、概算払をするものとする。

(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、事業の遂行状況について、知事から要求があったときは、速やかに様式第5号による報告書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、様式第6号による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日（交付決定日が事業完了後の場合は、交付決定通知を受領した日）から起算して1月を経過した日（第6条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は交付の決定を受けた年度の2月28日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第7条に定めるところにより交付の申請を行った場合において、前項の規定により実績報告書を提出するに当たって、この補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これをこの補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて第5条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 補助事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

附 則

この交付要綱は、令和6年7月17日から施行し、令和6年度から令和7年度までの補助金に適用する。

この交付要綱は、令和7年1月15日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。

附 則（令和7年11月13日7疾病第2623号）

この要綱は、令和7年11月13日から施行し、改正後の福岡県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）費補助金交付要綱の規定は、令和7年度の補助金について適用する。

附 則（令和8年●●月●●日8疾病第●●●●号）

この要綱は、令和8年●●月●●日から施行し、改正後の福岡県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）費補助金交付要綱の規定は、令和8年度の補助金について適用する。

福岡県知事 殿

所在地
医療機関名
代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた福岡県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）費補助金について、交付要綱第6条第1項第11号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 交付要綱第12条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 3 確定時に減額した仕入れに係る消費税額
金 円
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 5 補助金返還相当額
金 円
- 6 添付書類
4の記載内容を確認するための書類
(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる書類、
特定収入の割合を確認できる資料等)

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日 号

福岡県知事 殿

所在地
医療機関名
代表者氏名

年度福岡県新興感染症対応力強化事業
（協定締結医療機関施設整備事業）費補助金交付申請書

このことについて、福岡県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額
金 円
- 2 経費所要額調
別紙1のとおり
- 3 事業計画書
別紙2のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算書抄本
※ 非営利法人は、定款又は寄付行為及び収入支出予算書（又は見込書）抄本
 - (2) 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳
 - (3) その他参考となる資料

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
医療機関名
代表者氏名

年度福岡県新興感染症対応力強化事業
（協定締結医療機関施設整備事業）費補助金変更交付申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた福岡県新興感染症対応力強化事業
（協定締結医療機関施設整備事業）費補助金について、交付決定額の変更を受けた
いので、交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額
金 円
- 2 既交付決定額
金 円（差引申請額 円）
- 3 経費所要額調
別紙1のとおり
- 4 事業計画書
別紙2のとおり
- 5 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算書抄本
※ 非営利法人は、定款又は寄付行為及び収入支出予算書（又は見込書）抄本
 - (2) 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳
 - (3) その他参考となる書類

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
医療機関名
代表者氏名

年度福岡県新興感染症対応力強化事業
（協定締結医療機関施設整備事業）費補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた福岡県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）費補助金について、概算払を受けたので、交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 交付決定額
金 | 円 |
| 2 | 既受領額
金 | 円 |
| 3 | 今回請求額
金 | 円 |

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
医療機関名
代表者氏名

年度福岡県新興感染症対応力強化事業
（協定締結医療機関施設整備事業）費補助金事業遂行状況報告書

このことについて、福岡県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業遂行状況・工事種別進捗状況
別表のとおり
- 2 工事の経過状況を証する写真
- 3 その他参考となる書類

福岡県知事 殿

所在地
医療機関名
代表者氏名

年度福岡県新興感染症対応力強化事業
（協定締結医療機関施設整備事業）費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた福岡県新興感染症
対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）費補助金について、交付要綱第1
1条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額
金 円
- 2 経費所要額精算書
別紙1のとおり
- 3 事業実績報告書
別紙2のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出決算（見込）書抄本
※ 非営利法人は、定款又は寄付行為及び収入支出決算書（又は見込書）抄本
 - (2) 補助事業完了後の施設の写真
 - (3) 契約書の写し（契約書が作成されない場合は、請求書の写し）
 - (4) 補助対象区域の工事設計図
 - (5) 支出証拠書類の写し

福岡県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）費補助金交付要綱（案）

（通則）

第1条 福岡県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、県と医療措置協定（同法第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいい、以下単に「協定」という。）を締結する病院及び診療所（以下「医療機関」と総称する。）の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 この補助金は、令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、県と協定を締結する医療機関が実施する事業を交付の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、医療機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

3 第1項の規定にかかわらず、この補助金の交付の決定前に対象事業に係る契約等を締結した場合については、補助の対象としない。ただし、補助金の交付の決定前に知事が補助金を内示した場合で、当該内示日以降に契約等を締結している場合にあつては、この限りではない。

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

(1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。）の合計額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
1) 簡易陰圧装置 2) 検査機器（PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置） 3) 簡易ベッド	1) 1 病床当たり 4,320,000 円 2) 1 台当たり 9,350,000 円 3) 1 台当たり 51,400 円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッドの購入費	10分の10
2) 検査機器（PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置） 3) 簡易ベッド 4) HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	2) 1 台当たり 9,350,000 円 3) 1 台当たり 51,400 円 4) 1 施設当たり 905,000円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッド、HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）の購入費	10分の10

（交付の条件）

第5条 この補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（10パーセント以内の変更は除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、福岡県補助金等交付規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は福岡県補助金等交付規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第1号による報告書に関係書類を添えて速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月20日までに知事に報告しなければならない。

なお、医療機関が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（申請手続）

第6条 この補助金の交付の申請は、様式第2号による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により申請書を提出するに当たって、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、その限りではない。

（変更申請手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第3号による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第8条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合は、様式第4号による請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合には、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の一部又は全部について、概算払をするものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、様式第5号による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日（交付決定日が事業完了後の場合は、交付決定通知を受領した日）から起算して1月を経過した日（第5条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は交付の決定を受けた年度の2月28日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条に定めるところにより交付の申請を行った場合において、前項の規定

により実績報告書を提出するに当たって、この補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これをこの補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第10条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて第4条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

附 則

この交付要綱は、令和6年7月17日から施行し、令和6年度から令和7年度までの補助金に適用する。

附 則（令和7年11月13日7疾病第2637号）

この要綱は、令和7年11月13日から施行し、改正後の福岡県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）費補助金交付要綱の規定は、令和7年度の補助金について適用する。

附 則（令和8年●●月●●日8疾病第●●●●号）

この要綱は、令和8年●●月●●日から施行し、改正後の福岡県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）費補助金交付要綱の規定は、令和8年度の補助金について適用する。

様式第1号（第5条関係）

第 年 月 日 号

福岡県知事 殿

所在地
医療機関名
代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた福岡県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）費補助金について、交付要綱第5条第1項第9号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 交付要綱第10条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 確定時に減額した仕入れに係る消費税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額
金 円
- 5 添付書類
3の記載内容を確認するための書類
（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる書類、
特定収入の割合を確認できる資料等）

福岡県知事 殿

所在地
医療機関名
代表者氏名

年度福岡県新興感染症対応力強化事業
（協定締結医療機関設備整備事業）費補助金交付申請書

このことについて、福岡県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額
金 円
- 2 経費所要額調
別紙1のとおり
- 3 事業計画書
別紙2のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算書抄本
※ 非営利法人は、定款又は寄付行為及び収入支出予算書（又は見込書）抄本
 - (2) 見積書等の写し
 - (3) その他参考となる書類

第 年 月 日 号

福岡県知事 殿

所在地
医療機関名
代表者氏名

年度福岡県新興感染症対応力強化事業
（協定締結医療機関設備整備事業）費補助金変更交付申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた福岡県新興感染症対応力強化事業
（協定締結医療機関設備整備事業）費補助金について、交付決定額の変更を受けた
ので、交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額
金 円
- 2 既交付決定額
金 円（差引申請額 円）
- 3 経費所要額調
別紙1のとおり
- 4 事業計画書
別紙2のとおり
- 5 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算書抄本
※ 非営利法人は、定款又は寄付行為及び収入支出予算書（又は見込書）抄本
 - (2) 見積書等の写し
 - (3) その他参考となる書類

第 年 月 日
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
医療機関名
代表者氏名

年度福岡県新興感染症対応力強化事業
（協定締結医療機関設備整備事業）費補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた福岡県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）費補助金について、概算払を受けたので、交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 交付決定額
金 | 円 |
| 2 | 既受領額
金 | 円 |
| 3 | 今回請求額
金 | 円 |

福岡県知事 殿

所在地
医療機関名
代表者氏名

年度福岡県新興感染症対応力強化事業
（協定締結医療機関設備整備事業）費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた福岡県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）費補助金について、交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額
金 円
- 2 経費所要額精算書
別紙1のとおり
- 3 事業実績報告書
別紙2のとおり
- 4 添付資料
 - (1) 歳入歳出決算（見込）書抄本
※ 非営利法人は、定款又は寄付行為及び収入支出決算書（又は見込書）抄本
 - (2) 支出証拠書類（納品書、領収書）の写し
 - (3) その他参考となる書類（契約書の写し、検収調書の写し等）

設備整備事業概要

事業区分	新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）	
種目	簡易陰圧装置	
	検査機器（PCR検査装置・等温遺伝子装置）	
	簡易ベッド	
	HEPAフィルター付き空気清浄機	

年度	令和8年度
計画・実績	1. 事業計画書

団体名（開設者）	施設名	所在地

1. 感染症法に基づく医療措置協定の締結状況（該当する項目に○を選択）

- | | |
|--|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 病床確保（法第36条の2第1項第1号） | <input type="checkbox"/> 協定締結済み |
| <input type="checkbox"/> 発熱外来（法第36条の2第1項第2号） | <input type="checkbox"/> 協定締結予定 |

2. 設備整備内訳

品目	メーカー	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	設置場所	整備の様態
				円	円		
					0		
					0		
					0		
				合計	0		

3. 整備事業の必要性（具体的に記入すること）

設備整備を必要とする理由

設備整備事業概要

事業区分	新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）	
種目	<input type="checkbox"/>	簡易陰圧装置
	<input checked="" type="checkbox"/>	検査機器（PCR検査装置・等温遺伝子装置）
	<input type="checkbox"/>	簡易ベッド
	<input checked="" type="checkbox"/>	HEPAフィルター付き空気清浄機

年度	令和8年度
計画・実績	1. 事業計画書

団体名（開設者）	施設名	所在地
医療法人〇〇会	〇〇病院	福岡県福岡市博多区東公園7番7号

1. 感染症法に基づく医療措置協定の締結状況（該当する項目に○を選択）

<input type="checkbox"/>	病床確保（法第36条の2第1項第1号）	<input type="checkbox"/>	協定締結済み
<input checked="" type="checkbox"/>	発熱外来（法第36条の2第1項第2号）	<input checked="" type="checkbox"/>	協定締結予定

2. 設備整備内訳

品目	メーカー	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	設置場所	整備の様態
遺伝子解析装置 空気清浄除菌脱臭装置	(株)△△×× 〇〇株式会社	123-456 〇〇-△×	1	円 2,000,000	円 2,000,000	発熱外来検査室 発熱外来待合室	1. 新規
			1	500,000	500,000		1. 新規
				合計	0 2,500,000		

3. 整備事業の必要性（具体的に記入すること）

設備整備を必要とする理由 ・ 遺伝子解析装置：当院においては～のため、必要である。 （機器のスペックおよび一日当たりの検査数（想定で構いません）を踏まえたうえで記載してください。） ・ 空気清浄除菌脱臭装置：当院においては～のため、必要である。

施設整備事業費内訳書

施設名		事業区分 (16)新興感染症対応力強化事業(病室の感染対策に係る整備以外)								
区分	費目	総事業(100%)			年度別内訳					
		員数	単価	金額	令和〇年度			令和〇年度		
					員数	単価	金額	員数	単価	金額
		m ²	円	円	m ²	円	円	m ²	円	円
補助対象事業分	【診療棟】									
	<改修工事>									
	(改築)									
	<附帯工事>									
	【病棟】									
	<改修工事>									
	(改築)									
	<附帯工事>									
	小計									
補助対象外経費										
	小計									
	合計(総事業費)									
補助対象事業外分	<改修工事>									
	(改築)									
	・									
	<附帯工事>									
	(改築)									
	・									
	・									
	・									
	合計									
	総合計									
事業財源内訳	国庫補助金									
	都道府県補助金									
	市町村補助金									
	地方債									
	寄付金									
	借入金									
	自己財源									
	計									

施設整備事業計画書

事業区分	(16)新興感染症対応力強化事業(病室の感染対策に係る整備以外)
------	----------------------------------

団体名(開設者)	施設名	所在地

1. 整備事業計画等の概要

整備事業期間	全体事業				補助対象部門に係る当該年度予定事業				
	着工		～	竣工	着工		～	竣工	
事業の種別									
許可病床数	一般:		精神:		結核:		感染症:		合計:
構造の種類 (主たる構造)	既設分				補助対象部門				
過去の当該事業への国庫補助の有無	有無	有りの場合							
	無	補助年度	補助面積	補助金額	補助対象部門	今回整備に伴う国庫補助財産処分			
		有無:	無	内容:		有無:	無	内容:	

2. 整備事業の概要

区分	病棟等1の感染対策に係る整備面積	病棟等2の感染対策に係る整備面積	個人防護具保管施設1の整備面積	個人防護具保管施設2の整備面積	合計
現在(m ²)					
整備後(m ²)					

※病棟等欄、個人防護具保管施設欄が不足する場合は適宜追加すること

3. 整備事業の必要性(具体的に記載)

--

4. 実施要綱への適合状況等

感染症法に基づく医療措置協定の締結状況

(1)協定締結の有無	
(2)(1)が無の場合の、協定締結予定時期	
(3)協定の内容	

施設整備事業費内訳書

施設名		〇〇病院		事業区分		(16)新興感染症対応力強化事業(病室の感染対策に係る整備)				
区分	費目	総事業(100%)			年度別内訳					
		員数	単価	金額	令和〇年度			令和〇年度		
					員数	単価	金額	員数	単価	金額
		m ²	円	円	m ²	円	円	m ²	円	円
補助対象事業分	【診療棟】									
	<改修工事>									
	(改築)	8.00	200,000	1,600,000						
	<附帯工事>									
補助対象経費	【病棟】									
	<改修工事>									
	(改築)									
	<附帯工事>									
	小計			1,600,000						
補助対象外経費	エアコン本体			100,000						
	小計			100,000						
	合計(総事業費)			1,700,000						
補助対象事業外分	<改修工事>									
	(改築)									
	・									
	<附帯工事>									
事業財源内訳	(改築)									
	・									
	・									
	・									
	合計									
	総合計			1,700,000						
事業財源内訳	国庫補助金			800,000						
	都道府県補助金			800,000						
	市町村補助金									
	地方債									
	寄付金									
	借入金			100,000						
自己財源										
	計			1,700,000						

施設整備事業計画書

事業区分	(16)新興感染症対応力強化事業(病室の感染対策に係る整備以外)
------	----------------------------------

団体名(開設者)	施設名	所在地
医療法人〇〇会	〇〇病院	福岡県福岡市博多区東公園7番7号

1. 整備事業計画等の概要

整備事業期間	全体事業				補助対象部門に係る当該年度予定事業					
	着工	R8.7.1	～	竣工	R8.10.31	着工	R8.7.1	～	竣工	R8.10.31
事業の種別	改築				改築					
許可病床数	一般:	100床	精神:		結核:		感染症:		合計:	100床
構造の種類 (主たる構造)	既設分				補助対象部門					
	鉄骨鉄筋コンクリート造				鉄骨鉄筋コンクリート造					
過去の当該事業への国庫補助の有無	有無	有りの場合								
	無	補助年度	補助面積	補助金額	補助対象部門	今回整備に伴う国庫補助財産処分				
		有無:		内容:		有無:		内容:		

2. 整備事業の概要

区分	病棟等1の感染対策に係る整備面積	病棟等2の感染対策に係る整備面積	個人防護具保管施設1の整備面積	個人防護具保管施設2の整備面積	合計
現在(m ²)	8.00m ²				8.00m ²
整備後(m ²)	(8.00m ²)				(8.00m ²)
	8.00m ²				8.00m ²

※病棟等欄、個人防護具保管施設欄が不足する場合は適宜追加すること

3. 整備事業の必要性(具体的に記載)

当院においては～のため、必要である。

4. 実施要綱への適合状況等

感染症法に基づく医療措置協定の締結状況

(1) 協定締結の有無	無
(2) (1)が無の場合の、協定締結予定時期	令和8年7月1日
(3) 協定の内容	発熱外来